

和歌山県海岸保全基本計画技術検討委員会 規約

(設置)

第1条 本会は、海岸法第2条の3に基づき、海岸に関し学識経験を有する者に意見を聞く場として設置する。

(名称)

第2条 本会は、「和歌山県海岸保全基本計画技術検討委員会」（以下「委員会」という）という。

(目的)

第3条 本会は、国が定める海岸保全基本方針に則し、和歌山県沿岸の海岸保全にかかる気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画となるよう、次の項目について意見を述べる。

- (1) 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
- (2) 上記を踏まえた防護水準
- (3) 海岸保全基本計画
- (4) その他委員会で必要と認めた事項

(所掌事務)

第4条 委員は、前条の目的を達成するため、必要な提言や助言をおこなう。

(組織)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。(別表)

- (1号) 学識経験者
- (2号) 行政

- 2 委員会には、委員の互選により選任した委員長を置き、委員長は委員会の意見を総括する。
- 3 委員長が不在または事故あるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の2分の1の出席をもって成立する。
- 5 委員長が必要と認める場合は、委員以外に意見を聞くことができる。
- 6 委員(2号)は、委員名簿の所属・役職の在任期間を任期とし、異動がある場合は後任者を委員とする。

(事務局)

第6条 事務局は、和歌山県港湾空港局により組織する。

(その他)

第7条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会により定めるものとする。

付則 この規約は、令和6年8月6日から施行する。

別表（規約第5条）

氏 名	所 属	備 考
小池 信昭	和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科教授	1号
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部都市システム工学科教授	1号
柴田 亮	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	2号
平山 克也	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域長	2号